

## 2 主な取組の進捗状況

基本の柱	重点目標	取組項目	取組の内容	実行(D)	評価(C)	改善(A)	担当課室
				実施後の分析、検証	H27年度実施計画(インプット)		
1 DVを許さない社会づくり	(2) DV防止のための教育・普及啓発	③ 若者に対するデートDVの予防の強化	※1 中学生、大学生及び保護者を対象とした授業及び研修の実施	●高P連高校生育成員制高知地区運営委員会からの依頼でPTA・育成員・教員(69人)対象のデートDV研修を6月19日に実施。	●教育機関及び教育関係者からのDV防止について、研修依頼が少ずつ増加。 ●講師派遣の出前講座について継続的な周知広報が必要である。	●高校・大学等の教育機関での研修及び広報活動	男女共同参画センター「ソレレ」
			※1 教職員を対象としたDV防止をはじめとする人権教育の研修の実施	●人権教育に係る研修会の開催(県主催 3回 協議会主催 5回 予定含) ●H27.10月末までの研修会(6回)までの参加者数 延240名 ●研修への参加者数の増加(昨年同時期との比較 15%増)	●研修を通じて人権教育に携わろうとする意欲のある人材が育成されてきている。	●私立学校人権教育指導業務(委託)・指導員の学校訪問による助言・指導、校内研修の支援 ●私立学校で組織する人権教育研究協議会の運営支援	私学・大学支援課
			※1 児童生徒が安心して相談できる環境づくり	●思春期相談センター広報用名刺大カードを県内の全高校生及び私立中学校、高知市立中学校、県内図書館等に配布 ●フジグラン高知のテナントスペースに配布物として思春期相談センター広報用名刺大カードを設置	●毎年、県内の全高校生及び私立中学生等への配布を継続することで、一定の周知が図られてきている。 ●今年度は新たにフジグラン高知に配布設置できたが、今後も効果的な周知の工夫を図る必要がある。	●思春期相談センター広報用名刺大カードの配布を継続することで、相談窓口の存在を周知していく。	健康対策課
			※1 思春期相談センター「PRINK」における若者を対象とした広報啓発	●県内外で開催される相談員専門研修、心理担当専門研修やDV支援に必要な各種研修を受講するとともに、所内においても、講師を招き様々な研修を行い、相談員等のスキルアップを図った。専門研修への参加延べ8人 所内研修の実施4回	●相談員、心理ケア職員等のスキルアップが図られ、相談者や入所者の信頼が得られた。	●県内外で開催される相談員専門研修、心理担当専門研修やDV支援に必要な各種研修の受講。 ●講師を招いての所内研修の実施。	女性相談支援センター
2 DV被害者の早期発見、安心して相談できる社会づくり	(1) 相談窓口の周知と相談に丁寧な体制整備	知① 配偶者暴力相談支援センターの周知	※3 「女性に対する暴力をなくす運動」における各機関と連携した周知	●民間支援団体と協働での相談カードの作成(25,000枚) ※配布は10月以降	●相談窓口の周知や相談に繋げるため、引き続きリーフレット等を活用し、配偶者暴力相談支援センターの周知を図る必要がある。	●「女性に対する暴力をなくす運動期間(11月12日～25日)」を中心とした啓発の実施 ・民間団体と連携した相談カードの作成・配布 ・公共交通機関での相談窓口周知ポスターの掲示	県民生活・男女共同参画課
			※3 県の広報紙、テレビ、ラジオ、ホームページ等様々な広報媒体を活用した周知	●配布用リーフレット、ポケットカードを作成。 ●啓発カード作成(9000枚)、センター案内チラシ(3000枚)作成		●支援団体と連携した広報啓発	女性相談支援センター
			※3 リーフレット等の作成及び配布による意識啓発	●出前講座やソレレでの講演会を通じて配偶者暴力相談支援センター案内を記載	●相談窓口の周知や相談に繋げるため、引き続きリーフレット等を活用し、配偶者暴力相談支援センターの周知が必要である。	●DV啓発パンフレット等への配偶者暴力相談支援センター案内の記載及びデートDV啓発パンフレットへの女性相談支援センターの記載	男女共同参画センター「ソレレ」
			※2 相談員や心理ケア担当職員等に対する専門研修の実施及び専門研修への参加	●県内外で開催される相談員専門研修、心理担当専門研修やDV支援に必要な各種研修を受講するとともに、所内においても、講師を招き様々な研修を行い、相談員等のスキルアップを図った。専門研修への参加延べ8人 所内研修の実施4回	●相談員、心理ケア職員等のスキルアップが図られ、相談者や入所者の信頼が得られた。	●県内外で開催される相談員専門研修、心理担当専門研修やDV支援に必要な各種研修の受講。 ●講師を招いての所内研修の実施。	女性相談支援センター
4 DV被害者の自立支援	(1) DV被害者の生活再建	② 就労支援の充実	※4 就業支援制度等の技能習得にかかる情報提供	[H27.9月末] ●母子家庭等就業・自立支援センター事業 ・相談件数 579件 ・移動相談実施数 13回 ・無料法律相談 12回 ・パソコン講座 3回 7月1日～3日:1人 7月18日・25日・8月1日・8日:1人 8月17日～19日:1人 ・就職決定者 人(H27.9末:22人)	●母子家庭等就業・自立支援センターにおける就職決定者数は昨年の同時期に比べ減少しており、引き続きセンターや実施事業の周知や就職決定者の増加に取り組む必要がある	●母子家庭等就業・自立支援センター事業 ・就業等相談 月～金8:30～17:15 ・移動相談 18回 ・無料法律相談 24回 ・パソコン講座 2回 ・就職者数 目標値(H28):150人	児童家庭課
			※4 就職活動及び技能習得時の託児支援	●就労や自立に役立つパソコン講座は全て託児付きで実施した。 7月1日～3日 参加者18名(託児希望無し) 7月18日～8月8日(4日間) 参加者21名(託児2名) 8月17日～19日 参加者16名(託児1名) 9月12日～10月10日(5日間) 参加者17名(託児2名) ※託児付きということで参加しやすくなり、講座の参加への参加を促すことができた。	●今年度は全5コースを実施予定(4コースは終了)。 ●パソコン講座等就労につながる講座は受講希望も多く、参加を促すためにも託児支援は必要。	●パソコン講座等における託児支援	男女共同参画センター「ソレレ」
			※5 配偶者暴力相談支援センター等による退所者へのフォローアップの充実	●民間託児提供事業者と契約締結を行い、各種職業訓練を受講する方に託児サービスを提供できている。 利用者3名(お子さん3名) ●労働局や職業安定所、訓練実施機関にリーフレットを配布し、周知を行った。 ●当課の広報紙において「ファミリーサポートセンター」や講習会の紹介を行った。(6月号・8月号)	●子育てを理由に職業訓練を受講できなかった方に対し、職業訓練を提供できている。 ●会員数は年々増加しているが、依然として援助会員が少ないため、援助会員の募集の広報を引き続き行う必要がある。	●引き続き、周知活動を行い、本サービスを定着させていく。 ●当課の広報紙、お知らせにおいて「ファミリーサポートセンター」や会員募集の広報を継続する。	雇用労働政策課
			※5 配偶者暴力相談支援センター等による退所者へのフォローアップの充実	●生活サポーターの支援 支援人数11人延べ149回 ●民間機関カウンセリング 2人実施	●精神的回復に長い期間を要する	●生活サポーターによる生活の安定のための支援の継続 ●退所後の個別カウンセリングの実施(随時)	女性相談支援センター